

れについて、もつと公平にやりますような基準をやはりわれわととしてもきめて、流して指導をするという方針でいきたいと考えております。

○中井委員 その場合に伺つておきたのは、現実の面で、たとえば農業関係の排水だとかあるいはそういうおもに農業関係の灌漑用水その他について、どうも受益者の範囲がわからない。結局のところがどれまで的情勢では、府県、市町村が受益者がはつきりしないという理由のためなつて参りますと、どうも受益者の範囲がわかりない。そこで、道路は、受益者は大体わかりますが、道路だとが河川だとかいうふうなことに、ほとんどかぶつておるといふうなことが常非に多いように私どもは考えるのであります。そういう点について、今度の政令ではどのようにお考えであるか。できるだけその辺のところは、はつきりとさせていくといふうことであるうとは思いますが、どうして現在まだ折衝をなさつておらぬのか。またもし折衝されておるとすれば、その過程においてどういう意見が出ておるか、そういうことをちょっと伺つておきたい。

○柴田説明員 御説のように末端になりますと、市町村と個人の受益者負担金の分担につきまして、その割合がはつきりしないということは確かにございます。今回法律を出しましたのも、実はそういうような関係を正常な形に直したいという気持から地方財政法を改正いたしまして、経常費系統のものまで市町村に持たしておるのをやめさせて、同時にまた個人が負担すべ

きものをば市町村が肩がわりして負担しているものが多々あるわけでありますので、そういうものをちゃんとしたについてはどういう基準で受益者を選んで、そしてその限度はどのくらいと

いうことをきめるわけであります。今お話をありましたように、河川とか砂防とかいうようなものになつて参りましたが、それは受益者負担を求めることが適当か不適当かというような問題もあります。当初大蔵省方面では、さよならどうかといふ意見もありましたが、私どもは砂防までとるのは困る、受益者といつても全国民ではないかといふような話になりまして、その方の見解は私たちと各省、それから大蔵省と大臣会話が食い違つております。これはまだ調整をしていかなければなりませんが、ただ個人の受益いたしまして、受益の範囲がはつきりしておるも

で、受益の範囲がはつきりしておるも

に予定をしております。

○後藤政府委員 国の予算におきましてもやはり予定をしておりますし、今度の財政計画の中でもやはりある程度予定をしておきたいと思います。

○鈴木(直)委員 次にこの法案によりまして、地方財政の上においてどれだけ寄与する価値があつたか、これも地方財政の計画の中に含まれておる関係

が、ただ個人の受益いたしまして、それがたゞ個人から受益者負担金をとれる、またとる、そういうような建前をはつきりしておきたいといふわけでござります。

○中井委員 今の答弁で大体わかりました。柴田君の意見通り、砂防のこときものを受け負担なんといふのは、実はどういふべきでございません。三ヵ年間にわたる限的な措置であります。大臣の説明によると、その三ヵ年の間に地方財政をはつきり確立させて堅実なものにしていきたい、その期間こうじう措置をとるのだとあります。それがやはりずっと長い基本的な規定にかかるものとござります。従つてそういうものがいいのじゃないかと思うのですが、これを制定される過程において

ことを目標にいたしまして、作業を進めて参りたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 この法案は予算に関係しておる法案であります。すでに国の予算は国会において議決しておるわけですから、従つてわれわれはもちろん全部知つておらなければならぬわけですが、國の予算の中には、こういうふうな法律が適用されるものとして組み入れられておる、こういうことに

なつておりますかどうか、その点を一

点お聞きしておきたいと思ひます。

○後藤政府委員

国のおきまし

ておおり予定をしておりますし、今度の財政計画の中でもやはりある程度予定をしております。

○鈴木(直)委員 次にこの法案によりまして、地方財政の上においてどれだけ寄与する価値があつたか、これも地方財政の計画の中に含まれておる関係

が終りますのが三十三年度でございまが、やはりそのときの地方財政の状況といたしましておきたいと思います。

○後藤政府委員 この補助負担割合を引き上げたもののうち、道路に閉しましては別に道路整備五ヵ年計画といふふうにあります。三ヵ年で掲げたものだけをやるといふ意味ではないのであります。され以外にもたくさんあります。法律の改正を要するものだけをここに並べたのであります。

○門司委員 今の鈴木委員からお尋ねのあった時限法にした理由ですが、説明では一応道路整備五ヵ年計画という話であります。しかし道路整備五ヵ年計画があると、それは道路整備五ヵ年計画があるうとなからうと、一つ國が地方財政を完全にしてやろうという気持があると再建に寄与することが必要であると思ふ。従つてそれと調子を合せる意味であります。従つてそれと調子を合せる意味であります。

○鈴木(直)委員 なおこの法案の第二条の規定によりますと、河川法、砂防法、漁港法、港湾法、森林法、それだけに限られておるわけであります。たとえば私たちとしましては、さらに広範なものがございまして、その辺の解釈は一体どうな

うか。それは時限法であつてはならないと思ひます。三十三年になつて終了したといふことになります。三十三年になつて終了したといふことになります。従つてそれと調子を合せる意味であります。

○後藤政府委員 おきまし

ておきたいといふことになります。従つておきたいといふことになります。従つておきたいといふことになります。

○鈴木(直)委員 おきまし

て、何か政府部内においてこれを三ヵ年にしておきたいと思います。

○後藤政府委員 この補助負担割合を引き上げたもののうち、道路に閉しましては別に道路整備五ヵ年計画といふふうにあります。三ヵ年で掲げたものだけをやるといふ意味ではないのであります。され以外にもたくさんあります。法律の改正を要するものだけをここに並べたのであります。

○門司委員 今の鈴木委員からお尋ねのあった時限法にした理由ですが、説明では一応道路整備五ヵ年計画という話であります。しかし道路整備五ヵ年計画があると、それは道路整備五ヵ年計画があるうとなからうと、一つ國が地方財政を完全にしてやろうという気持があると再建に寄与することが必要であると思ふ。従つてそれと調子を合せる意味であります。従つてそれと調子を合せる意味であります。

○鈴木(直)委員 なおこの法案の第二条の規定によりますと、河川法、砂防法、漁港法、港湾法、森林法、それだけに限られておるわけであります。たとえば私たちとしましては、さらに広範なものがございまして、その辺の解釈は一体どうな

うか。それは時限法であつてはならないと思ひます。三十三年になつて終了したといふことになります。三十三年になつて終了したといふことになります。従つてそれと調子を合せる意味であります。

○後藤政府委員 おきまし

ておきたいといふことになります。従つておきたいといふことになります。

○鈴木(直)委員 おきまし

した場合だ、さあに検討いたしましたて、延ばすかどうかを検討していきました。いかように考へておるのであります。それから五億円というものは、受益者分担金の増加を財政計画の収入の方で見たのであります。この補助金等の率の引き上げによるところの減は五億ではございません。前年度に比較いたしまして六十九億くらいの減がござります。

○門司委員 私はやはりこの法律は、少くとも河川あるいは砂防、漁港などといふものの性質から考へれば、当然時限法であつてはならないと思う。河

川がそう簡単に終るわけではありませんし、それからもう一つ聞いておきたることは、河川についてはこういう一つの国庫河川による問題が、こういつた法律である程度の問題が可能というか、多少の経済援助にはなると思うが、実際の市町村の実情というものは國庫河川よりも、むしろ準用河川以下の河川に非常に大きな費用を使つておると思う。もし河川であるとするならば、こういう國庫河川で國が補助する

というような問題だけではなくて、準用河川以下の県が市町村に補助して今日やられておる河川の方が、むしろ市町村にとって非常に大きな負担になつておると思う。この面にこの考え方を及ぼさなかつた理由があるなら、一つお聞かせを願いたいと思います。

○後藤政府委員 おっしゃいます通り公共事業全体に再検討を要すべきものがあります。そのうち特に河川につきまして再検討を要するものがございました。河川につきましては、建設省で河川法につきましてのいろいろの改正案を検討いたしておりますので、そういう

う事情もございますので、われわれといたしましては、できるだけ今の地方負担の現状から見まして、また負担の対象になります河川そのものにつきましても、やはりもっと検討してもらいたいという要望をいたしております。

○門司委員 それがうごめくの負担の適用ですが、その範囲を一

体どのくらいに考へておるのかといふことであります。河川の区域というの是非常に広い。従つてその範囲をどう

いう形で、一体受益者に負担をさせようとするのか。もしその考え方があるので、はつきりしておいていただきたい。

○後藤政府委員 受益者の範囲につきまして、これは公共事業のそれぞれの部門によりまして私は違うと思ってお

ります。河川につきましても先ほど柴田君から申し上げましたように砂防工事、それから河川の工事につきましても、受益者負担という考え方があるかないかという問題から始まりまして、河川につきましては、

とても、実際問題としてなかなかむずかしいと思う。この問題は構想がなければ、こんな法律は出てこない。これが従つてこれを「一体どういう形で定めよう」とされるのが、河川につきましては、水利の統制その他からくる利害関係はすぐわかつてくるが、しかし普通の堤防の改修その他になつてくると、被害区域というものが、なかなかむづかしくなつてくるのではないかと思う

が、従つてこれを「一体どういう形で定めよう」とされるのが、河川につきましては、受益者負担という考え方があるかないかという問題があります。それ

○柴田説明員 先ほどもちょっと申しましたように、河川につきましては、民間の人の受益者負担という考え方があるかないかといふ点であります。成り立つ

うはつきりした姿ではないが、たとえ

防につきましては、あると同じような問題があります。港湾のようにある程度はつきりしておるものであれば、それは受益者の基準もつきやすいのであります。

○門司委員 その考へておるもの的具体なことを聞きたいんだ。それが問題になるんだ。単に受益者負担というだけの問題として片づけていきたい、

○門司委員 それがうごめくの負担の適用ですが、その範囲を一

体どのくらいに考へておるのかといふことであります。河川の区域というの是非常に広い。従つてその範囲をどう

いう形で、一体受益者に負担をさせようとするのか。もしその考え方があるので、はつきりしておいていただきたい。

○柴田説明員 先ほどもちょっと申しましたように、河川につきましては、市町村から寄付金の形で出し

ます。それは、河川につきましては、非常にまちまちな受益者負担の制度を、地方団体はつとつておりません。そのほかの漁港とかある

例であります。そのほかの漁港とかあるのは普通であります。それも寄付金といふ形でもつて負担している場合が通常の場合は、公共団体が、府県の工事でござりますならば市町村が負担する

例であります。それが林道等につきましては、市町村から寄付金とおっしゃいましたよな例として、たとえば利根川みたいなものだとありますのは、河川につきましては、今非常に大きな河川、すなわちはつきりした適用河川の場合を主として考

えておるのであります。さような場合にどうするかといふことは一つの問題かと思ひます。現在議論になつておりますのは、河川につきましては、河川の改修その他の一分担金といふは相模灣みたいな大きなものまで押しつぶめるかどうかといふのが一つの問題になつてきます。まあそういうよ

と、何か六、七十億くらいになるよう

に聞かれたのですけれども、ほんとうの

数字は

一体どのくらいになりますか。

○柴田説明員 今の問題でございますが、この補助率の改訂は、直轄河川と

河川法適用河川が含まれますが、中小河川が入って参りますと金額は相当大きくなります。金額につきましては、河川だけのものを今ちょっと調べますからしばらく時間の御猶予をいただきたいのですが、負担軽減の額全体では、

今回の法律による補助率の改訂、それから政令によります補助率の改訂、さらに予算措置による補助率の改訂全部合せまして、地方負担の軽減額は大体六十九億三千三百万円であります。

一般公共のものにつきましては二十七億五千万円が、その負担額であります。

○大矢委員長 他にございませんか。他に質疑がなければ、これにて本案に対する質疑は打ち切りたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○大矢委員長 御異議なければこれにて本案に対する質疑は終了いたしました。次に討論に移りますが、別に討論の通告がございませんので、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思ひます。本案に対して賛成の諸君の起立願います。

〔「総賀起立」〕
○大矢委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。(拍手)
なおお諮りいたします。本案に対する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますか、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大矢委員長 御異議なればさよう取
り計らいます。

○大矢委員長 この際理事の辞任及び
補欠選任についてお詰りをいたしま
す。すなわち古井喜実君より理事を許
任せたしたいとの申し出がありますの
で、これを許可するに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○大矢委員長 御異議なれば同君の
理事辞任を許可いたします。なお理事
の補欠選任をなさなければなりません
が、これは先例に従つて委員長よ
り指名するときに御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○大矢委員長 御異議なれば委員長
より山中貞則君を理事に指名いたし
ます。

○大矢委員長 次に政府提出にかかる
地方交付税法の一部を改正する法律
案、地方財政法等の一部を改正する法
律案の両案を一括議題として質疑を行
います。

一平方メートルについて六円九十四銭
というのを三円九十二銭、橋梁費につ
いては百三十七円六銭というのを八十
円五十三銭というように相当減らし
ておる、この説明を一つしていただき
たい。

○後藤政府委員 第一点は、地方債を
特定財源として考へる、差引をすると
いう規定になつておるのですが、
これは実際はそのまま引きますといろ
いろ問題がござりますので、従来は償
却費の形で財政需要の中に入れておる
のでござります。橋ありますと二十
五年とか三十年の耐用年数と見まして、
それを償却するという格好で財政需要

額の方に入れておりまして、地方債そ
のものを特定財源から引かない建前に
実際運用してきております。従つてそ
ういうことにしておりますので、この
規定を落しても実質的な支障がござ
いませんので、この際落したい、といふ
う意味であります。

それから第二の土木費の関係が減り
ましたのは、これは目的税の創設、輕
油引取税の創設等によりまして特定財
源ができましたので、その分を落して
単位費用を入れられますので、その関係
から若干減るということになります。
しかし財政需要額そのものは前年より
もふやしておりますので、財政需要額
よりも多くしております。多くしてお
りますが、引き算を立てますので單
位費用は減つてくる、どういう格好に
なるのでござります。

○北山委員 地方交付税法の一部を改
正する法律案について若干お伺いしま
す。今度の改正案におきましては第二
条の第七号の「地方債」を削つてあ
る。要するに地方債というものを特定
財源じゃなくして、基運財政収入の
算定上一般財源に見るということでござ
りますが、この理由を一つお伺いし
た。

○北山委員 あとの点の道路費、橋梁
費等の土木費の単位費用を減らしたと
いう点については、新しく軽油引取税
等の財源が出たのであるから、いわゆ
る費用について、公共事業の土木費關係

る特定財源があるから、そこでこの單
位費用が減つた、こういう御説明のよ
うであります。港湾費とか港湾費と
に落ちて六十万円ばかり落ちる。これ
を特定単位の費用で割り返しますと百
数十円ばかり減る、こういうことに
なっております。従いまして経費総額
はふえておりますが、國庫補助率の引
き上げ等によって特定財源がふえま
しめた関係で、逆に一般財源としては減つ
てくる、こうしたことになるわけでござ
ります。

○柴田説明員 先ほど部長から御説明
申し上げました通りでございますが、
河川費について申し上げますと、標準

河川費について申し上げますと、標準
團体の経費総額は、昭和三十年度の特
別指標法のときの経費総額であります
が、三十年度が一億四千百四十九千
円であります。昭和三十一年度は経費
額も落しても実質的な支障がござ
いません。昭和三十一年度は九千七百万
円であります。若干ふやしております。これに
対しまして特定財源は三十年度が八千
六百万円、三十一年度が九千七百万
円、その分ふやましたのは国庫支出金
が六千万円から七千万円にふえており
ます。これは国庫補助率の引き上げに
よりましてふえた分でございます。從
いまして結果的には一般財源の所要額
としては一千円ばかり減つております。
従いましてそれを単位費用、特定

単位の費用で割り返しますと四円ばかり
減る、こういうことになるのでござ
ります。従いましてそれを単位費用、特定
財源としては昭和三十年度は四千五十
万円であったのが三十一年度は七百十
三万円といふように非常に減つておる
わけなんです。普通に考えればいかに
補助金がふえ、あるいは特定財源がで
きるといつてしましても、一般財源の中
から府県が出す道路費といふものが七
百万やそこらだといふことは私はどう
も受け取れないのです。一体そんなも
ので、七百万くらいの一般財源充当で
間に合うのですか。

○柴田説明員 それは交付税から支出
すべき一般財源ということでありま
す。その場合の税の中には揮発油課与
税、それから軽油引取税は入つており

ません。それ以外の普通税と交付税でまかなうべき部分ということに相なります。現実の道路費との間に差があるじゃないかといふ御質問であります。現実の問題はそれを地方債でとりあえず払つて、そしてそれを何年間か公債費で補つていくことになるわけであります。交付税の計算は交付税に相当する部分を償却費の形で見ていくことになるわけであります。従いましてならして参りますと、これだけの金額で標準団体の標準行政規模のもとにおいてはおかしくないといふように考えております。

○北山委員 そうすると今のお話の道路譲与税といふものはいわゆる特定財源として、道路財源として標準団体の場合におきましては、一団体当たりが一億七千八百九十余万円、この中に入つておる、どういうふうな御説明のようであります。その標準団体の一億七千万円の中でも、やはり道路譲与税といふものはいついておりますか。

○柴田説明員 詳しい積算の基礎を今ここに持も合わしておりませんが、御説の通り一億七千八百万円の中に入つております。このほとんど、八割が大体道路譲与税と考えられていいわけであります。あとが大体軽油引取税になります。

○北山委員 私は今度のような計数から見て、やはり道路譲与税にしてもこれはその全額が府県が自由に使える道路財源ではないわけです。やはり道路財源としては、やはり七百万としよ

うなことはどう考えて受け取れな付税に相当する部分を償却費の形で見ていくことになるわけであります。従いましてならして参りますと、これが金額で標準行政規模のもとにおいてはおかしくないと考えております。

○北山委員 そうすると今のお話の道路譲与税といふものはいわゆる特定財源として、道路財源として標準

団体の場合は、道路譲与税といふものが一億七千八百九十余万円、この中に入つておる、どういうふうな御説明のようであります。その標準団体の一億七千万円の中でも、やはり道路譲与税といふものはいついておりますか。

○柴田説明員 詳しい積算の基礎を今ここに持も合わしておりませんが、御説の通り一億七千八百万円の中に入つております。このほとんど、八割が大体道路譲与税と考えられていいわけであります。あとが大体軽油引取税になります。

○北山委員 私は今度のような計数から見て、やはり道路譲与税にしてもこれはその全額が府県が自由に使える道路財源ではないわけです。やはり道路財源としては、やはり七百万としよ

うなことはどう考えて受け取れない付税に相当する部分を償却費の形で見ていくことになるわけであります。従いましてならして参りますと、これが金額で標準行政規模のもとにおいてはおかしくないと考えております。

○北山委員 そうすると今のお話の道路譲与税といふものはいわゆる特定財源として、道路財源として標準

団体の場合は、道路譲与税といふものが一億七千八百九十余万円、この中に入つておる、どういうふうな御説明のようであります。その標準団体の一億七千万円の中でも、やはり道路譲与税といふものはいついておりますか。

○柴田説明員 詳しい積算の基礎を今ここに持も合わしておりませんが、御説の通り一億七千八百万円の中に入つております。このほとんど、八割が大体道路譲与税と考えられていいわけであります。あとが大体軽油引取税になります。

○北山委員 私は今度のような計数から見て、やはり道路譲与税にしてもこれはその全額が府県が自由に使える道路財源ではないわけです。やはり道路財源としては、やはり七百万としよ

う。もうひもがついた特定財源なんですよ。だからたとえば具体的な問題としては、一つの府県でその起債が充当率が減ってくると、その特定な財源がなくなるから、一般財源から充当できませんよ。

○後藤政府委員 これはその起債をつけます場合に一般財源の伸びを考えなければ、それでいいのではないかと思われは考えております。今までもそうやっておりますが、起債をつけその充当率をその団体を持つていけば、やはりじつまが合っていくのではないか、どういう考え方であります。

○北山委員 私は実際問題とすれば、少くとも結果的にはじつまが合わないと思う。今の道路費なら道路費の例をとっても、このいわゆる特定財源を除いた一般の府県の標準団体の道路財源としては、七百万あればいいといったようなことは、どう考へてもわからぬ。しかもそれは昨年より三千三百万も減らしておるといふようなことは、要するに一方では目的税を与えておいで一方では交付税を取り上げるといふ結果にしかならないのではないか、あるいは国庫補助率を上げたと称しながら、交付税の方はそれだけ引き上げておる、どういうふうな結果になるでしょう。結果としてはそななるのじゃないですか。

○後藤政府委員 私は前提が一つあると思うのです。財政需要額をそのままにしておいてそういうことにすれば、交付税が非常に余るという格好になるかもしれません。しかし財政需要額も

やはりそれにつれて伸ばしていくといふ考え方をとれば、そう交付税にはねう、こういう結果になつてくる、この融通がつかないんですよ。

○後藤政府委員 これはその起債をつけます場合に一般財源の伸びを考えなければ、それでいいのではないかと思われは考えております。今までもそうやっておりますが、起債をつけその充当率をその団体を持つていけば、やはりじつまが合っていくのではないか、どういう考え方であります。

○北山委員 ところが財政需要も、百七十万の人口のある標準の府県の経費総額といらものは、三十年度から比べて百五十万しか違わないんですよ。ほんとど同額なんですよ。財政需要額は二億三千四百万といら中の百五十分しかふえておらない、ほんとど同じと見ていい。ところが一般財源充当の分は大部分、三千三百四十何万といらのが減って七百十三万といらものだけが残るといふような格好に結果はなつておるんですよ。今お話をのように財政需要が伸びておるならば、それが目立たないと言われましたけれども、ほんどの財政需要といらものはコンスタントであつて、そして特定財源を与えた分あるいは補助率を上げた分、その分だけ一般財政需要額を減らしておる、七百万しか残らぬ。そうすると、こ

い。結果としては全体の比率の上から見れば、その道府県の道路費といらのはそれだけ減つてくる、交付税の算定返つていくといふことにならぬじゃないが、全体的に昨年からこの単位費用の基準になりますところの標準団体の経費を上げて参つております。それを上げていけば、交付税がある程度やは必要だといらのが出てくるのであります。まして、すぐ交付税がその額だけ減つていくのだといふことは私はならない。漸次標準団体の財政需要額といらの実態の事情に合つていくのではないかと思うのであります。

○後藤政府委員 どうも私どもは頭が悪いのでよくわからぬのですが、財政需要額から標準団体の総経費から特定財源を落して、単位費用を計算すると、いふことでありまして、その場合に当然に予定されるところの特定財源といらのものはやはり落してみる、その残りを一般財源で出す。一般財源の額が非常に減つたら事業の量が減るんだ、こういう考え方方に私はどうしてもなれないのであります。事業の総量はむしろ昨年より伸びておる、その方を見ていたときだけあります。事業の総量を伸ばしておきながら特定財源を引くのであります。事業総量は変りはない、むしろふえておるのであります。一般財源は要らなくなるといふふうにお考へになつていただきたいのです。それだけ一般財源が助かるんだ、こういうふうにお考へになつていただけばよくわかるのではないかと思ひます。

○北山委員 だけれども、その特定財源の起債分はこの中に計上してないから、その分は隠れてしまつておるのであります。その減った分はマイナスなんです。そうじゃないですか。いわゆる普通事業の起債の減少の分は、この交付税についても二十二億減つておる。こういふようにして総体で一般会計の分が、政府資金だけについて百八十五億減つておるのです。これはみな道路にしろ何にしろ一つの財源であった。だからこれを補てんする一般財源のプラスがなければ、去年とこととしと比べた場合には、地方団体から言えればプラス減つておるのです。これはみな道路にしなければならぬわけです。それがどこかでこれが補てんするといふのが正しいのではないかといふ方がいいといらでので、そういう方式をとつておるのであります。起債の問題としては、これは別個に、一般財源の伸びとの関係、つまり税財源の伸びとの関係を考慮しながら、地方団体の財源としてきめていく、こういうのが正しいのではないかといふ考え方をいたしておるのであります。

○北山委員 一歩譲つて、起債の財源の中には織り込まれてないから、そのマイナスが隠れておる、計上されてない。ほんとうに事業なら事業をやる立場から言えれば、やはり起債も財源なんではないといらのはどう考へてもおかしくないです。

○後藤政府委員 私どもは、公共事業の方を見ましても、地方費の地方負担が、先ほども申し上げましたように、補助率の改訂等によつて六十九億減つております。それから全体として公共事業を見ましても、地方費が五十億以上やはり減つておるであります。そ

うの条件は變つていないのであります。起債の額が少くなつたので、各団体の財源としては起債の財源が少くする必要があります。しかしその少くする措置をしていけば、私はだんだんと団体の実態の事情に合つていくのではないかと思うのであります。

○後藤政府委員 どうも私どもは頭が悪いのでよくわからぬのですが、財政需要額から標準団体の総経費から特定財源を落して、単位費用を計算すると、いふことでありまして、その場合に当然に予定されるところの特定財源といらのものはやはり落してみる、その残りを一般財源で出す。一般財源の額が非常に減つたら事業の量が減るんだ、こういう考え方方に私はどうしてもなれないのであります。事業の総量はむしろ昨年より伸びておる、その方を見ていたときだけあります。事業の総量を伸ばしておきながら特定財源を引くのであります。事業総量は変りはない、むしろふえておるのであります。一般財源は要らなくなるといふふうにお考へになつていただきたいのです。それだけ一般財源が助かるんだ、こういうふうにお考へになつていただけばよくわかるのではないかと思ひます。

○北山委員 だけれども、その特定財源の起債分はこの中に計上してないから、その分は隠れてしまつておるのであります。その減った分はマイナスなんです。そうじゃないですか。いわゆる普通事業の表には表わされていない。その起債

が、先ほども申し上げましたように、補助率の改訂等によつて六十九億減つております。それから全体として公共事業を見ましても、地方費が五十億以上やはり減つておるであります。そ

うの条件は變つていないのであります。起債の額が少くなつたので、各団

るといふうな格好なんです。そうすると、新しく軽油引取税とか、そういうふうな増税した分は、一向事業の拡大にはならないで、従来の道路費に充てられる。住民から見るならば、増税されても事業は見えない、道路はよくならない。これだけははつきりしています。

○柴田説明員 この単位費用を計算いたしました場合に、軽油引取税は、標準的規模に引き直しました額の六割見当を特定財源といたしております。従いましてそれを全額入れて参りますならば、御説のようになるのであります。ですが、六割ばかり入れておられますので、四割ばかりは事業費としてあえると考えられます。

○大矢委員長 それでは午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたしたいと思います。なお、もと考えられます。

○大矢委員長 それでは午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたしたいと思います。なお、もと考えられます。

午後零時十六分休憩

午後二時四十七分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

政府提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方財政法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題として質疑を行います。質疑は通告順に許します。北山愛郎君。

○北山委員 地方交付税法の改正案の第十三条の中の態容補正で、第三号のイとロとあるわけですが、「道府県の態容に係るものにあっては、投資的経費に係る行政水準の標準化に必要な行政の質及び量の差に基き、云々とあるわ

けです。これを総理府令でもって率を定めるというのですが、これを実質的にわかりやすく説明すればどういうことになりますか。

○柴田説明員 この規定は地方債のつけ方を、その償還財源と見合つつけ方で、その方法に切りかえていくことによって、将来の、そういう財源のな

いところに累増していく公債費の圧力を緩和する、そういう方法によりますので、それのかたへて一般財源を増強させていかなければならぬ。その一般財源を増強させます場合にどういうやり方をするか、それを態容補正でやる、こういう考え方でございます。

その補正の仕方は、そこに書いてござりますように、経済構造とか人口一人当たりの所得その他総理府令で定める指標によって行うのでございますが、経費につきまして、すべてこの補正係数を使うわけには参らない部分があります。従いまして、投資的経費でございますので、大体この補正係数を適用する費目といいたしましては、土木費関係とそれから産業経済費関係、農林行

政関係のものが主にならうかと思いまます。大体そういうつもりで今いろいろ指數を試算いたしております。その指數によれば、そこには大体投資的経費にかかる投資的経費にかかる行政水準の標準化、現在の財源で理想的な形における投資的経費といふものを割り出すわけには参りません。ごとにその財政計画で御説明申し上げましたよ

うが、その結果、市町村の態容補正といつてもなかなかめんどくさいですね。

○後藤政府委員 その前の関係、前段の方がちよつと違うのであります。態容補正というのは、市町村の都市化の程度を考えまして、態容補正といふのは、必ずしも理想から申し上げますをやっておるのであります。つまり行政の質が、行政権能の質が変わってくらば理想通りは行っておりません、とと思うんですがね。所得の水準であれば大体出ると思いますが、経済構造なんかはどういうふうにしてこれを係数化するかといつてもなかなかめんどくさいですね。

○柴田説明員 前段の指標でございまして標準以下の団体の係数が出て参るわけでございます。その係数を、その標準的なもの以下のものについて、標準的なものまで達せしめるよと現実の各府県の投資的経費の規模といたしますと、それに標準以下に属するものとの間に、指標でもって牽連関係を作る。標準的な投資的経費の規模の団体を一といいたしますと、それに

正といふものは市町村の態容補正の積み上げだ、結合したものと考えます。ところが府県においておったのであります。ところが府県におきましては、必ずしも市町村の態容補正の係数を積み上げたものでは足りないという意味で府県になってきたのであります。そういう意味で府県だけの態容補正を考えております。そういう意味で今までの段階になってきたの

ではありません。そういう意味で今度は府県の投資的経費に対する態容補正をやりますが、そこで考慮しておきます。長年に亘り乗じたしまして補正するわけであります。その補正是割増し補正をやる。従来の補正係数の出し方は、これは連続的な数値を補正するわけであります。ですが、その補正は割増し補正をやります。その場合は割増し係数を使って測定単位の数値を補正するわけであります。この場合は割増し係数を使つて測定単位の数値を補正するわけであります。この場合に、先ほども柴田君が

お申しましたように、開発がおくれて、その結果起債事業が相当ある、投資的経費が相当あるといふところ、逆にいえば財源の少いところ、そういうところに財政需要を多く見ていく方式をとる、その見ていく方式は従来の連続的な数値を今試算いたしております。従いまして、投資的経費でござります。従いまして、投資的経費でござります。その結果、市町村等の都市化の程度によって行政の質の差を測定するという面においては、都市化の程度によって財政需要額がふえるよう補正をする。それから投資的経費について一定の行政水準を保つという場合には、その経営能力なりあるいは所得の水準といふものと反比例すると、いいますか、能力がないが、しかし事業をやらなければならぬという率を作つて補正をする、こういうわけですね。

○北山委員 大体考え方はわかったのですが、実際の方法としては検討中といふお話をですが、その方式がわかつているなら、経済構造なりあるいは所得水準、そういうものをどういうふうな指數で使っていくのであるか、経済構造といつてもなかなかめんどくさい

ところに取り入れるか、こういふ点をもうちょっと説明していただきたい。

それから、こういうことになると、また先ほどの土木費の場合における財

は、補助率を上げるということになつておりますが、これは必ずしもわれわれは強制をいたしておるわけではございません。これは団体によりまして公事業を相当やりたいという気持のところは、必ずしもこの条件は考えておりません。今出でおりますところで半

半くらいではないかと、私どもは府県の場合は考えております。今許可しております京都も兵庫も、たしか大体この補助率の高い方の適用を受けないのじやないかと思っております。

○北山委員 そういたしますと、この地方債の配分の場合には、地方債のワクが減ったのを、一般財源の伸びによつて、いわゆる税収等の伸びによって補いがつけられるような団体、こういう団体には少く配当し、それから今までいいのですか。それは何か一定の基準に基くといふのですが、その基準を配当する、こういうような方針、それがいつようあるところにはよけい起債があがまつておれば、ここでお示しを願いたい。

○後藤政府委員 従来も余裕財源、つまり府県で申しますと、税の二割でござります。二割の量の多寡によつて起債の量をかげんしております。だからそういうこともやはりこの際やつていただきたいと考えております。つまり一般財源の多いところと少いところによりまして、また伸びのあるところとないところによつて起債の額を増減するといふことは、当然やつていかなければならぬと考えております。

○北山委員 お話をのとおりであります。前にも、それと正反対の起債の配当の方針といいますか、いわゆる償還

能力のあるところに起債をつけてやるのだと、どういうような御方針についてもやはり触れておられたんじゃないかなと思います。そうすると、二つの相矛盾する、方向が違うような基準をあわせ用いられる、こういうことになるわけですか。

○後藤政府委員 債還能力のありますところに起債をつけるのは、当然のこととあります。赤字を毎年出しておりまして、その赤字の解消の見通しがつかないような場合には、これは債還能力がない、どういうことが言えるわけであります。そういう場合には、やはり例外的にそういう債還能力のないところに対しても、起債を制限するといふ方針は今までも持つております。しかしこれらもとつていてきたいと考えております。先ほど申しました一般的には、やはり一般財源の伸び等考慮してつける。しかし債還能力のない団体まで、債還計画の立たない団体までつけております。なぜなら、そこには、やはり事業縮小をしてもらいたい、起債の量も縮小していく、こういうことになると思ひます。

○北山委員 それからもう一つ、地方債について、これは再々言われることになります。二割の量の多寡によつて起債の元利償還の額がどんどんふえていく、そうして昭和三十二年からは特にこの元金償還の圧力が非常に大きくなつてくるが、これについては三十一年度については格別積極的な措置が講じられておられるが、それが根本的な解決の方策だと思っています。これは全部ではなくとも、一部でもいいのです。その次は利子補給の問題、それから借りかえの問題。特に公募債の借りかえの問題は、来年三十二年になりますれば、公募債の、従来借りておられますものが、全部元金償還の段階に入つて参ります。そういたしますすれば、借りかえの

れから利子補給の問題、それから借りかえの問題等があります。そのうちどちらに触れておられたんじゃないかなと思います。そうすると、二つの相矛盾するかといふ問題につきましては、基本的な方針はまだきまつております。本年はさしあたって借りかえ方式で持つていくことになっております。

○北山委員 しかし問題は急を要するような事態になつてきておるので、昭和三十二年度は七百五十億ばかり、三十三年度は八百四十八億、三十四年度は九百億以降といふなりになつてきて、三十二年度からは元金の方が、利子償還をオーバーして、ぐんぐん多くなつていくわけです。従つてこれについての方針がきまつていなければならぬといふことはやはり事業縮小をしてもらいたい、起債の量も縮小していく、こういうことになると思ひます。

○北山委員 それからもう一つ、地方債について、これは再々言われることになります。二割の量の多寡によつて起債の元利償還の額がどんどんふえていく、そうして昭和三十二年からは特にこの元金償還の圧力が非常に大きくなつてくるが、これについては三十一年度については格別積極的な措置が講じられておられるが、それが根本的な解決の方策だと思っています。これは全部ではなくとも、一部でもいいのです。その次は利子補給の問題、それから借りかえの問題。特に公募債の借りかえの問題は、来年三十二年になりますれば、公募債の、従来借りておられますものが、全部元金償還の段階に入つて参ります。そういたしますすれば、借りかえの

問題として大きく出て参ります。ちょうど利子が下つておる段階でありますので、本年からすでに借りかえの問題を各地方団体が交渉しているのであります。従つてこれもあわせてやつていかなければならぬと考えております。

○後藤政府委員 今部長からお答えした通りでございますが、ただ将来にお置いていくかといふ点が私どもは、公債費の問題としてある、どういうふうに考えております。

○北山委員 しかし問題として考えられますのは、今申しました三つの方向のどこに重点を置いていくかといふ点が私どもは、傾向という問題だろうと思うのであります。戦争前には、御承知のように、公債利子が三分から三分五厘というよう考えております。

○早川政府委員 今部長からお答えいた通りでございますが、ただ将来にお置いていくかといふ点が私どもは、利子の一般的下降を考え頼みたいのは、利子の一般的下降傾向という問題だろうと思うのであります。戦争前には、御承知のように、公債利子が三分から三分五厘というよう考えております。

○早川政府委員 今部長からお答えいたしました三つの方向のどこに重点を置いていくかといふ点が私どもは、公債費の問題としてある、どういった三點をうに考えております。

○北山委員 しかし問題は急を要するような事態になつてきておるので、昭和三十二年度は七百五十億ばかり、三十三年度は八百四十八億、三十四年度は九百億以降といふなりになつてきて、三十二年度からは元金の方が、利子償還をオーバーして、ぐんぐん多くなつていくわけです。従つてこれについての方針がきまつていなければならぬといふことはやはり事業縮小をしてもらいたい、起債の量も縮小していく、こういうことになると思ひます。

○北山委員 それからもう一つ、地方債について、これは再々言われることになります。二割の量の多寡によつて起債の元利償還の額がどんどんふえていく、そうして昭和三十二年からは特にこの元金償還の圧力が非常に大きくなつてくるが、これについては三十一年度については格別積極的な措置が講じられておられるが、それが根本的な解決の方策だと思っています。これは全部ではなくとも、一部でもいいのです。その次は利子補給の問題、それから借りかえの問題。特に公募債の借りかえの問題は、来年三十二年になりますれば、公募債の、従来借りておられますものが、全部元金償還の段階に入つて参ります。そういたしますすれば、借りかえの

問題として大きく出て参ります。ちょうど利子が下つておる段階でありますので、本年からすでに借りかえの問題を各地方団体が交渉しているのであります。従つて今申し上げましたように、むろん税の調整というものを通じた借りかえという問題、それによって一般会計分の起債額を減らしていくかといふ方向、利子の軽減、あるいは長期低利の公債への借りかえ、こういった三點を中心とした問題だらうと思うのであります。大体われわれといたしまして、今後考えていくべきことだ、私はかように思つております。

○北山委員 しかし問題として考えられますのは、今申しました三つの方向のどこに重点を置いていくかといふ点が私どもは、利子の一般的下降傾向という問題だらうと思うのであります。戦争前には、御承知のように、公債利子が三分から三分五厘といふように考えております。

○北山委員 しかし問題は急を要するような事態になつてきておるので、昭和三十二年度は七百五十億ばかり、三十三年度は八百四十八億、三十四年度は九百億以降といふなりになつてきて、三十二年度からは元金の方が、利子償還をオーバーして、ぐんぐん多くなつていくわけです。従つてこれについての方針がきまつていなければならぬといふことはやはり事業縮小をしてもらいたい、起債の量も縮小していく、こういうことになると思ひます。

○北山委員 それからもう一つ、地方債について、これは再々言われることになります。二割の量の多寡によつて起債の元利償還の額がどんどんふえていく、そうして昭和三十二年からは特にこの元金償還の圧力が非常に大きくなつてくるが、これについては三十一年度については格別積極的な措置が講じられておられるが、それが根本的な解決の方策だと思っています。これは全部ではなくとも、一部でもいいのです。その次は利子補給の問題、それから借りかえの問題。特に公募債の借りかえの問題は、来年三十二年になりますれば、公募債の、従来借りておられますものが、全部元金償還の段階に入つて参ります。そういたしますすれば、借りかえの

ん。政府の意見であり、すでに一部実施しておる。たとえば一般会計の額を減らしまして一般財源にかかる、こういう点は御承知のように一般会計分の公債は現に減らしておるのであります。利子の軽減につきましては、大蔵省は利子補給という姿でなくて、全般的に金利引き下げる方向に努力しつつあるのです。その結果公募の金利は御承知のように日歩当りは下つておるのです。

この方向に行く方針については、大蔵当局も同じ考えに立つておるわけであります。従つてただいま門司さんが言われましたように、インベンツリーをくすしてこれを地方に出せ、これは必然的に赤字公債と同じことであります。しかしそれ以外のことは現に低すぎから、むろんその点は政府としては、健全財政の立場から立つております。しかしそれ以外のこととは現に低利、長期への借りかえ、一般会計の公債分を減らす、金利を引き下げる、こういった方向については、政府一体となつて進めておるわけであります。ただ最後の国に借りかえをするという問題は、私も申し上げましたように税制の根本的改革、國、地方を通ずる税との総合的施策で考え方なければならない問題でありますから、これを現在どうすべきという問題は結論が出ておらない。税の再検討のときに大蔵当局とも相談をいたしました、今後の公債問題を今出してしまえといふのではない。そして同時にこれは政府の責任じゃないから、別に文句を言うわけではない。こ

れはちょうど地方財政を今日の危機に陥れた年度と合っているのです。何も減らしまして一般財源にかかる、こういう点は御承知のように一般会計分の公債は現に減らしておるのであります。利子の軽減につきましては、大蔵省は利子補給という姿でなくて、全般的に金利引き下げる方向に努力しつつあるのです。その結果公募の金利は御承知のように日歩当りは下つておるのです。

この方向に行く方針については、大蔵当局も同じ考えに立つておるわけであります。従つてただいま門司さんが言われましたように、インベンツリーをくすしてこれを地方に出せ、これは必然的に赤字公債と同じことであります。しかしそれ以外のことは現に低利、長期への借りかえ、一般会計の公債分を減らす、金利を引き下げる、こういった方向については、政府一体となつて進めておるわけであります。ただ最後の国に借りかえをするという問題は、私も申し上げましたように税制の根本的改革、國、地方を通ずる税との総合的施策で考え方なければならない問題でありますから、これを現在どうすべきという問題は結論が出ておらない。税の再検討のときに大蔵当局とも相談をいたしました、今後の公債問題を今出してしまえといふのではない。そして同時にこれは政府の責任じゃないから、別に文句を言うわけではない。こ

れはちょうど地方財政を今日の危機に陥れた年度と合っているのです。何も減らしまして一般財源にかかる、こういう点は御承知のように一般会計分の公債は現に減らしておるのであります。利子の軽減につきましては、大蔵省は利子補給という姿でなくて、全般的に金利引き下げる方向に努力しつつあるのです。その結果公募の金利は御承知のように日歩当りは下つておるのです。

この方向に行く方針については、大蔵当局も同じ考えに立つておるわけであります。従つてただいま門司さんが言われましたように、インベンツリーをくすしてこれを地方に出せ、これは必然的に赤字公債と同じことであります。しかしそれ以外のことは現に低利、長期への借りかえ、一般会計の公債分を減らす、金利を引き下げる、こういった方向については、政府一体となつて進めておるわけであります。ただ最後の国に借りかえをするという問題は、私も申し上げましたように税制の根本的改革、國、地方を通ずる税との総合的施策で考え方なければならない問題でありますから、これを現在どうすべきという問題は結論が出ておらない。税の再検討のときに大蔵当局とも相談をいたしました、今後の公債問題を今出してしまえといふのではない。そして同時にこれは政府の責任じゃないから、別に文句を言うわけではない。こ

れはちょうど地方財政を今日の危機に陥れた年度と合っているのです。何も減らしまして一般財源にかかる、こういう点は御承知のように一般会計分の公債は現に減らしておるのであります。利子の軽減につきましては、大蔵省は利子補給という姿でなくて、全般的に金利引き下げる方向に努力しつつあるのです。その結果公募の金利は御承知のように日歩当りは下つておるのです。

この方向に行く方針については、大蔵当局も同じ考えに立つておるわけであります。従つてただいま門司さんが言われましたように、インベンツリーをくすしてこれを地方に出せ、これは必然的に赤字公債と同じことであります。しかしそれ以外のことは現に低利、長期への借りかえ、一般会計の公債分を減らす、金利を引き下げる、こういった方向については、政府一体となつて進めておるわけであります。ただ最後の国に借りかえをするという問題は、私も申し上げましたように税制の根本的改革、國、地方を通ずる税との総合的施策で考え方なければならない問題でありますから、これを現在どうすべきという問題は結論が出ておらない。税の再検討のときに大蔵当局とも相談をいたしました、今後の公債問題を今出してしまえといふのではない。そして同時にこれは政府の責任じゃないから、別に文句を言うわけではない。こ

れはちょうど地方財政を今日の危機に陥れた年度と合っているのです。何も減らしまして一般財源にかかる、こういう点は御承知のように一般会計分の公債は現に減らしておるのであります。利子の軽減につきましては、大蔵省は利子補給という姿でなくて、全般的に金利引き下げる方向に努力しつつあるのです。その結果公募の金利は御承知のように日歩当りは下つておるのです。

この方向に行く方針については、大蔵当局も同じ考えに立つておるわけであります。従つてただいま門司さんが言われましたように、インベンツリーをくすしてこれを地方に出せ、これは必然的に赤字公債と同じことであります。しかしそれ以外のことは現に低利、長期への借りかえ、一般会計の公債分を減らす、金利を引き下げる、こういった方向については、政府一体となつて進めておるわけであります。ただ最後の国に借りかえをするという問題は、私も申し上げましたように税制の根本的改革、國、地方を通ずる税との総合的施策で考え方なければならない問題でありますから、これを現在どうすべきという問題は結論が出ておらない。税の再検討のときに大蔵当局とも相談をいたしました、今後の公債問題を今出してしまえといふのではない。そして同時にこれは政府の責任じゃないから、別に文句を言うわけではない。こ

前進するものと期待をいたし、またその方向に沿いまして、自治庁といたしましても努力をいたしたいと存じておられます。

○北山委員 今お話をありましたように自治庁としては、地方債からくる負担、公債費の負担というものについて、三十一年度においても今後においても考えておる、こういうわけなんですが、もしもそのような考え方をするおいて、どうして公募債をふやして政府資金の方を減らしたのであるか。特に一般会計関係のものについて政府資金を百八十五億減らして、公募債の方は減らさない、そのままにおいておる。まあ全体からいえば、公官事業なども一緒にすれば、政府資金の方は昨年よりも七十四億の減であります。一方においては公募債の方は六十億の増加申しましても地方団体の負担がふえることは明らかなんです。なぜどういふ矛盾したことをおやりになるのか、そのわけをお伺いしたい。

○後藤政府委員 公募債の量が多くなって、政府資金が少くなつたということは、これは原資の関係なんであります。今はつきりした数字を忘れましたが、最初たしか九百億の政府資金を予定したのですが、それを千五百億にしたのであります。ところがそれが予定通り参りませんで、その結果政府が最初予定しましたよりも政府資金が下つたのであります。途中になりまして政府資金を公募債に振りかえる措置をとつたのであります。本年の見

通しでもやはり政府資金の総量といふものは、そろ多くは期待できないといふことになつております。従つて、政

府資金をいろんな事業に振り分ける關係からいたしまして、政府資金の量が減つたのでございます。地方債だけが減つたのではありませんで、各種の投

資関係におきましてやはり政府資金が減つております。

○北山委員 そうしますと先ほどのお

話は、やっぱり意味がないということになります。それは地方債といふものになります。それは地方債といふもの

をできるだけ押えて、六百五十億なら

六百五十億という線にしておく方がよ

ろしいというような方針から、三十一年度においては減らしたんだといふのは問題があるうと僕は思う。

かれでは理由が全然違うと思うんです。しかもその原資についても、これ

ではなくて、原資の方が足りなかつたから減つたんだということであつて、

これが理由が全然違うと思つた。それを単に八十億の借りかえといふことだけで済ましてしまつて、三十一年度の地方債計画を圧縮しようといふところに、私は順序が間違つてゐると思う。当面やらなければならぬのは、もうすでに地方団体は、借りてお

る數十億の借金の元利償還の圧迫で苦

しんでおりますから、この問題を解決しないで、そして当面の地方債を圧縮するということになれば、地方団体の財源を奪つてしまつて縮小するだけの話で、逆に苦しくなる。これは順序が転倒しておるのでないかと思う。

それから少くともこの三十一年度の財政計画に關する限り、しかも地方債の関係においては、ほとんど政府の努力の見るべきものはなかつた、こういう結果といふよりも、やはり資本の集中

が、そういうふうに思つてますが、早川さんにお尋ねしたいんですが、今度のフィリピン賠償について、輸出入銀行から民間融資と同じような形で、あの二億五千ドルの民間借款の資金を流すことになりました。が、そういうふうに思つてはな

いというふうに思つてますが、早川さんどのようにお考えですか。

○早川政府委員 それは外務当局の問題でございまして、私はこの問題についてはお答えすることはできません

が、地方債の問題につきましては、やはり公官事業その他におきましては、やはり公募債が非常に多いのであります。特に運用部資金、簡保の大口需

要者は依然として地方団体の地方債であります。こういう大資本原則においては変りはないと思うのであります。私は主體をなしておると思うのであります。特に運用部資金、簡保の大口需

要者は依然として地方団体の地方債であります。こういう大資本原則においては決に重點がおかなければならなかつた。それを単に八十億の借りかえといふことだけで済ましてしまつて、三十一年度の地方債計画を圧縮しようといふところに、私は順序が間違つてゐると思う。当面やらなければならぬのは、もうすでに地方団体は、借りてお

る數十億の借金の元利償還の圧迫で苦しんでおりますから、この問題を解決しないで、そして当面の地方債を圧縮

するといふことになれば、地方団体の財源を奪つてしまつて縮小するだけの話で、逆に苦しくなる。これは順序が転倒しておるのでないかと思う。

○北山委員 昨今における金利の下り

金には安く貸してやる。しかし地方債には回せぬということにもなるん

で、やはりこれは政策の問題だと思ふ。单に原資が足りないという問題で、やはりこれは政策の問題だと思ふ。单に原資が足りないといふことには思ふんです。そもそもほんとうに政策として、地方債からくる地方団体の負担といふものを軽減してやろう

といふならばこれは方法がある。原資の絶対的不足じゃないんですよ。その運用の仕方が違うんだ。そこに政策があつてあるんです。ですから少くとも――どうでしょ、早川さんにお尋ねしたいんですが、今度のフィリピン賠償について、輸出入銀行から民間融資と同じような形で、あの二億五千

ドルの民間借款の資金を流すことによって解消をするかといふなら、このことはまた別個に、地方団体のことをやっておるので、必ずしもそのままで、私は受け取れないのではないかと思ひます。また地方債に対する問題でございまして、私はこの問題について何ら見るべき措置はなかつたといふお説であります。が、先般財政

方債計画といつては、私は矛盾しておると思う、少くともこれに関する限りは、それと同様にこの問題の重点が、三十一年度等においては、当面、従来の累積した地方債の元利償還の解

決に重点がおかなければならなかつた。それを単に八十億の借りかえといふことだけで済ましてしまつて、三十一年度の地方債計画を圧縮しようといふところに、私は順序が間違つてゐると思う。当面やらなければならぬのは、もうすでに地方団体は、借りてお

る數十億の借金の元利償還の圧迫で苦しんでおりますから、この問題を解決しないで、そして当面の地方債を圧縮するといふことになれば、地方団体の財源を奪つてしまつて縮小するだけの話で、逆に苦しくなる。これは順序が転倒しておるのでないかと思う。

○北山委員 しかし御説ですが、政府資金の方を減らして、公募債は一般会計については、特にふやしておらぬよ

うでございますが、全体としては、やはり利子の高い金のワクをふやして、そして利子の安い方のワクは減らした

といふことは、やはり今年度の地方債計画によつて、今後数年間地方団体としては、元利償還の負担が多くなるといふような、三十一年度の地方債計画であるといふことだけは間違ひないと私は思うのです。それと同時に單に八

に合せのことであつて、すでに堆積をした數千億の元利の支払いの圧力といふものが、年々ふえてきておる。この際において、单に八十億の借りかえだけでは、これはもちろん自治厅としても不十分だと考えておるに違いないと思うのです。おそらく利子補給が何かの努力をなさつたようではございませんから、私は十分やつたという言葉は、この早川さんの心境としても、そろは思つておらないのではないか。不十分だと思っておられるに違いないと思うのです。それで伺いしたいのは、今度の再建債についても、あるいは退職手当四百億のうち二百五十億は公募債であります。政府資金は百五十億だけだ、それから退職手当についても、三年間で元金も払うのですから、そうしますと、これから三十二年度あたりから、ぐつと一つの元利償還の山ができるようになります。どういうような対策を考えておる感じがするわけなんですね。それについては、一体どういうような資料をもつて、どういうような対策を考えておるか、これをお伺いしたいのです。

○後藤政府委員 借りかえの問題であります。一つは公募債の借りかえの問題、それから政府資金の借りかえの問題であります。先ほどのお話をありました

ように、公募債の量が昨年よりも一般会計分で五十億ばかりふえてきております。しかしこれであります。最初から見ますれば、利子は大体六厘以上下つておるのでござります。

従つてわれわれから見ますれば、公債の量があふえておるが、利子負担とい

うものが下つておりますから、そう大きな影響はないのではないかといふに考えておるのであります。それから昨年までは非常に公募債が困難でありましたが、金融の情勢が変つて参りまして、公募債の応募は割合に簡単になって参つております。従つて昨年

の程度のものは公募債として可能であろう。こういうことでわれわれは計画を立てたのでござります。公募債の借りかえの問題は、これは低利借りかえでなければ意味がないのであります。ちょうど本年から来年にかけます。ちょうど八分五厘以上の公募債もついで、公募債の元利償還の始まるものが相当ございます。従つてそういうもの

を低利借りかえすると同時に、従来あれば、公募債は中期に借りかえをする、こういうものに長期に借りかえをする、こういう指導をいたしております。現実にすでにこの実現をはかつたところが相当ございまます。そういう低利、長期に借りかえていくという方式によって、公募債の問題が片づいていく。それから政府資金は、現在利子が六分五厘の据え置きでありますから、この借りかえとい

うのは一年だけでは意味がないのであります。政府資金につきましては、数年わたつて借りかえをしなければ、公債費の山はくずれないことになるわけあります。従つて公募債と政府資金とにつきましては、やはり考え方を多少変えいかなければなりません。

○後藤政府委員 借りかえの問題であります。一つは公募債の借りかえの問題、それから政府資金の借りかえの問題であります。先ほどのお話をありました

ように、公募債の量が昨年よりも一般会計分で五十億ばかりふえてきております。しかしこれであります。最初から見ますれば、利子は大体六厘以上下つておるのでござります。

従つてわれわれから見ますれば、公債の量があふえておるが、利子負担とい

うものが下つておりますから、そう大きな影響はないのではないかといふに考えておるのであります。それから昨年までは非常に公募債が困難でありましたが、金融の情勢が変つて参りまして、公募債の応募は割合に簡単になって参つております。従つて昨年

の程度のものは公募債として可能であろう。こういうことでわれわれは計画を立てたのでござります。公募債の借りかえの問題は、これは低利借りかえでなければ意味がないのであります。ちょうど本年から来年にかけます。ちょうど八分五厘以上の公募債もついで、公募債の元利償還の始まるものが相当ございます。従つてそういうもの

を低利借りかえすると同時に、従来あれば、公募債は中期に借りかえをする、こういうものに長期に借りかえをする、こういう指導をいたしております。現実にすでにこの実現をはかつたところが相当ございまます。そういう低利、長期に借りかえていくという方式によって、公募債の問題が片づいていく。それから政府資金は、現在利子が六分五厘の据え置きでありますから、この借りかえとい

うのは一年だけでは意味がないのであります。政府資金につきましては、数年わたつて借りかえをしなければ、公債費の山はくずれないことになるわけあります。従つて公募債と政府資金とにつきましては、やはり考え方を多少変えいかなければなりません。

○後藤政府委員 借りかえの問題であります。一つは公募債の借りかえの問題、それから政府資金の借りかえの問題であります。先ほどのお話をありました

ように、公募債の量が昨年よりも一般会計分で五十億ばかりふえてきております。しかしこれであります。最初から見ますれば、利子は大体六厘以上下つておるのでござります。

従つてわれわれから見ますれば、公債の量があふえておるが、利子負担とい

うものが下つておりますから、そう大きな影響はないのではないかといふに考えておるのであります。それから昨年までは非常に公募債が困難でありましたが、金融の情勢が変つて参りまして、公募債の応募は割合に簡単になって参つております。従つて昨年

の程度のものは公募債として可能であろう。こういうことでわれわれは計画を立てたのでござります。公募債の借りかえの問題は、これは低利借りかえでなければ意味がないのであります。ちょうど本年から来年にかけます。ちょうど八分五厘以上の公募債もついで、公募債の元利償還の始まるものが相当ございます。従つてそういうもの

を低利借りかえすると同時に、従来あれば、公募債は中期に借りかえをする、こういうものに長期に借りかえをする、こういう指導をいたしております。現実にすでにこの実現をはかつたところが相当ございまます。そういう低利、長期に借りかえていくという方式によって、公募債の問題が片づいていく。それから政府資金は、現在利子が六分五厘の据え置きでありますから、この借りかえとい

うのは一年だけでは意味がないのであります。政府資金につきましては、数年わたつて借りかえをしなければ、公債費の山はくずれないことになるわけあります。従つて公募債と政府資金とにつきましては、やはり考え方を多少変えいかなければなりません。

○後藤政府委員 借りかえの問題であります。一つは公募債の借りかえの問題、それから政府資金の借りかえの問題であります。先ほどのお話をありました

ように、公募債の量が昨年よりも一般会計分で五十億ばかりふえてきております。しかしこれであります。最初から見ますれば、利子は大体六厘以上下つておるのでござります。

従つてわれわれから見ますれば、公債の量があふえておるが、利子負担とい

条の規定でいきますのは、自治体警察の創設及び整備に伴う施設の建設費だけが残っておったのであります。ところが自治体警察が先般の改正であつて府県の方に移つて参りましたので、それでどの三十三条の条文が全部片づいたことになりますので、この際は削除いたしましたのでござります。従つて、実態的にはもうすでに五条でもって全部読めるということになつたので、落したのでありますて、実質的に変更はございません。

○門司委員 実質的に変更がないといふことではありますが、警察の問題は事実上やはりなくなつたというわけではないと思ふ。県の負担する厅舎の建設であるとか何とかいうものは、まだ私は残つてゐると思います。それらも結局できない、こういうことですか。

○後藤政府委員 地方財政法の五条で、警察関係の起債もやはり從来認めておりでありますから、別に支障はないと思ふことは考えておられます。

○門司委員 それではもう一つ聞いておきたいと思いますことは、「二十七条の字句の問題ですが、まず「事業」を「建設事業」という文字に変えております。そうしてその次には「土木その他」の建設事業」と変えて、さらにその次には「当該建設事業」というふうに、三つに事業というものを書き分けであります。これはどういうわけですか。何か大臣の説明書を読んでみると、三つに書きわけなくてもよさそうに受け取れるのですが……。

○柴田説明員 三つに書き分けるほど必要はないと言われば、それも一の理由でございますが、内閣の法制

局で審議しました結果、こういうことに相なつたのでござります。実質は別に変つておると考えておりません。

○門司委員 こういうことをするから、まぎらわしい文字ができるやつて困る。大臣の説明書を読みでみますと、大臣は同じ意味で解釈されて説明されておる。ところが字句だけは、今まで「事業」とあつたものを、どうい形で「建設事業」、その次には「土木その他」というふうに「土木

その他の事業」という文字をつけておる。その次には「当該建設事業」と变成了字句を使つておる。こういふことは法律の体裁としては實際どうかと思う。あなたの方で解釈上都合のいいように書いておくといふならば別です。どうも政府の執行上どういうふうに書いた方が、悪い言葉で言えば、こまかすと言ふといふい過ぎかもしませんが、抜題としていいかもしないが、読む方で見ると、實に妙な感じがして、何とか一まとめてしらどうか。今私が話したようなことで、別に大した文句はだとうことでお書き分けになつたのですか。

○柴田説明員 建設事業の例示に「土木その他」というのを出したのが、法制局の意図だったのでござります。こ

ういう書き方はほかの法律にあること

でございまして、意味は全く門司さんのおっしゃった通り、變つております。そのつもりでお読みいただきたく思います。

○北山委員 この二十七条について、

「その区域内の市町村を利するものによつては、都道府県は、当該事業によ

る受益の限度において」と書いてあります、市町村を利するというのは、どうしたことなんですか。その事業をやつたために、税金がよけい入るようになつてくるか、あるいは市町村がやらなければならぬのだが、県の方でやつてくれるから、それで経費がかかぬで済んだとか、そうでなければ利するということにならないと思う。漠然と当該市町村の住民なり何なりが、こういう法令ができるれば都合がよくなるとかいうことではないと思う。少くとも法律ですから、市町村という団体を利するというのは、厳密に言えば、そういうことが伴わなければ利するといふことにならないと思うし、またその具体的な利益の限度においてしか負担する義務がない、こういうふうに考えていいのじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○後藤政府委員 大体お説の通りに考

えております。団体が利益があるといふふうに考えております。

○大矢委員長 それでは本日はこの程

度にして、次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後四時九分散会

〔参照〕

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十一日印刷

昭和三十一年四月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局